

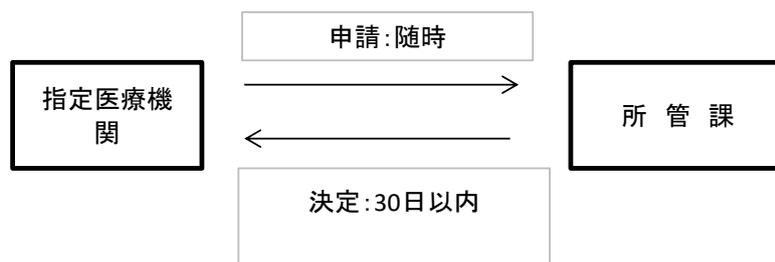
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	指定介護機関の指定	
処 分 の 概 要	生活保護の介護扶助のための介護機関を指定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第54条の2第1項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
審査基準	<p>生活保護法第54条の2、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)及び生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活保護法 第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。 (平九法一二四・追加、平一一法一六〇・平一七法七七・平一八法八三・平二〇法四二・平二五法一〇四・平二六法八三・平二九法五二・一部改正)</p> <p>生活保護法による介護扶助の運営要領について</p> <p>第六 介護扶助指定介護機関 一 指定介護機関の指定の際の留意事項 (一) 都道府県知事は、法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関の指定に当たっては、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により行うこと。 ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関は、申請のあったものうち、法第五十四条の二第四項において準用する法第四九条の二第二項第二号から第九号までのいずれにも該当せず、介護保険法(平成九年法律第一二三号)第四条第一項本文、第四二条の二第一項、第四六条第一項、第五三条第一項本文、第五四条の二第一項本文若しくは第五八条第一項の規定による指定又は同法第九四条第一項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。こと。 イ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成一二年四月厚生省告示第二一四号)に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。